

**(仮称)市立総合医療センター整備事業
発注者支援業務プロポーザル実施要領**

平成 30 年 5 月

川西市 総合政策部 政策調整課

1 目的

この要領は、「公募型プロポーザル方式」により、(仮称)市立総合医療センター整備事業発注者支援に係る業務委託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称 (仮称)市立総合医療センター整備事業発注者支援業務

(2) 業務内容 別添仕様書のとおり

設計段階以降の業務(平成31年4月1日以降の業務)は別途契約とする。

(3) 委託期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 委託金額 12,960,000円(消費税及び地方消費税を含む)

上記金額を上限とし、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格

本プロポーザルの参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 参加者に関する要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 本市の一般(指名)競争入札参加有資格者名簿に掲載されている者で、指名停止の措置を受けていない者であること。

本プロポーザルへの参加を希望する者で、兵庫県の一般(指名)競争入札参加有資格者名簿に登録している者は、本市の資格者名簿への登録を受け付けますので、手続きについては、担当までお問い合わせください。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

オ 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。

カ 平成20年4月1日から平成30年3月31日までに契約履行が完了した延べ床面積が30,000㎡以上かつ一般病床(医療法第7条第2項に規定する一般病床をいう。以下同じ。)が400床以上(工事対象)の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)の新築又は改築(改修は含まない)に係るデザインビルド方式(基本設計段階又は実施設計段階から設計と工事施工を一括して同じ会社若しくは同じ企業体に発注する方式をいう。以下同じ。)で発注する事業者選定(工事発注段階)支援業務を実施した業務実績を有すること。(再委託は認めない。)

- キ 参加の形態は、単体企業とする。
- ク 医業経営コンサルタント（日本医業経営コンサルタント協会の資格試験に合格し登録したものをいう。以下同じ。）が3名以上所属していること。
- ケ 医業経営コンサルタント有資格者を配置予定技術者として1名以上配置すること。

（2）配置予定の管理技術者に関する要件

- ア 管理技術者は、認定コンストラクション・マネジャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者。以下「CCMJ」という。）又は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）の資格を有する者であること。
- イ 管理技術者は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までに契約履行が完了した延床面積が30,000㎡以上かつ一般病床400床以上（工事対象）の病院の新築又は改築（改修は含まない）に係るデザインビルド方式で発注する事業者選定（工事発注段階）支援業務を実施した業務実績を有すること。

（3）配置予定の主任担当技術者に関する要件

- ア 意匠（総合）主任担当技術者は、CCMJ又は一級建築士を有する者であること。
- イ 構造主任担当技術者は、CCMJ、一級建築士、構造設計一級建築士のいずれかを有する者であること。
- ウ 電気設備主任担当技術者は、CCMJ、一級建築士、建築設備士、技術士、設備設計一級建築士のいずれかを有する者であること。
- エ 機械設備主任担当技術者は、CCMJ、一級建築士、建築設備士、技術士、設備設計一級建築士のいずれかを有する者であること。
- オ コスト管理主任担当技術者は、CCMJ又は建築コスト管理士を有する者であること。
- カ 工事施工計画主任担当技術者は、CCMJ又は一級建築施工管理技士を有する者であること。

（4）管理技術者及び主任担当技術者は、それぞれ1名であること。

（5）管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。また、意匠（総合）主任担当技術者についても、他の主任担当技術者を兼任していないこと。

（6）配置予定の技術者は参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であり、参加申込書提出日時点で3か月以上の雇用関係を有する者であること。

（7）業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が本市の一般（指名）競争入札参加有資格者名簿に掲載されている者である場合、当該事務所は指名停止の措置を受けていない者であること。

4 質問の受付及び回答

本実施要領及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書(様式3)を提出すること。

- (1) 提出期限 平成30年5月28日(月)17時30分まで
- (2) 提出方法 質問書(様式3)を電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先 〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市 総合政策部 政策調整課(市役所4階3番)
TEL 072-740-1120(直通) 担当:中村、大村
(Eメール:kawa0176@city.kawanishi.lg.jp)
- (4) 回答方法 平成30年6月1日(金)に市ホームページに掲載する。
質問がなかった場合は、その旨を掲載
トップページ > 市政情報 > 施策・行財政 > 市立川西病院の
改革について > (仮称)市立総合医療センター整備事業発注者支援
業務プロポーザル実施について

5 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 平成30年6月6日(水)17時30分まで
- (2) 提出書類 「提案書等提出書類一覧及び留意事項」(別紙1)のとおり
- (3) 提出部数 正本1部、副本6部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)による。
- (5) 提出先 前記4(3)と同様
- (6) 参加資格審査等 参加資格審査を行い、要件を満たしていると認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果、要件を満たしておらず、事業者の参加資格を認定しない場合は、平成30年6月11日(月)までにその旨を通知する。

6 技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成30年6月20日(水)17時30分まで
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (2) 提出書類 「提案書等提出書類一覧及び留意事項」(別紙1)のとおり
- (3) 提出部数 正本1部、副本6部、電子データ(CD-R)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)による。
- (5) 提出先 前記4(3)と同様

7 事業者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時・場所

平成 30 年 6 月 27 日 (水) 川西市役所 4 階 庁議室 (予定)

ただし、別途正式決定し、参加申込書(様式 1 - 1)に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 実施時間

1 事業者につき 40 分以内(プレゼンテーション 25 分以内[市からの説明時間含む] 質疑応答 15 分以内とする。) 冒頭の市からの説明時間は 2~3 分程度

ウ その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者(管理技術者又は主任担当技術者)が行い、出席者数は 5 名以内とする。プロジェクター(EPSON 製 EMP-X5)及びレーザーポインターは市で用意する。
- ・追加提案の説明や追加資料の配布は原則認めない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの日時、会場、留意事項等は、技術提案書等の提出後、別途通知する。

(2) 選定方法

ア 事業者の選定は、市が選定委員会を設置し、同委員会が前記 2 (1)に係る委託事業者を選定する。

イ 技術提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。

(3) 選定基準

技術提案書等提出書類及びプレゼンテーションの評価は別紙 3「提案評価要領」及び別紙 4「(仮称)市立総合医療センター整備事業発注者支援業務委託者選定に関する評価基準」に基づき選定する。なお、選定には最低基準を設定する。最低基準は 6 割とし、総得点が最低基準に満たない場合は、不適格とする。

(4) 結果の公表

審査結果は市ホームページで公表するとともに全ての参加事業者に文書で通知する。

(5) 非選定理由に関する事項

非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内に非選定理由について説明を求めることができる。

8 契約の締結

前記7(2)により委託業務の候補者として選定された事業者と提出された見積書(様式2-4)を基に契約を行うものとする。

また、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当した場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

9 応募に対する制限

以下の要件のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することはできない。

- (1) (仮称)市立総合医療センター基本構想策定等支援業務を履行している者
- (2) (仮称)市立総合医療センター基本構想策定等支援業務を履行している者と資本面もしくは人事面において関連がある者(「資本面もしくは人事面において関連がある者」とは、11(11)による)

10 失格条項等

以下の要件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (3) 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めた場合

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングでの発言・提案内容は、契約条件(事業者が達成すべき業務水準)として採用されるため留意すること。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例(平成4年条例第8号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。なお、契約に係る例規等については以下（市ホームページ）で確認すること。
<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/nyusatsu/nyusatsukeiyaku/1004219/index.html>
- (10) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (11) 本業務を受託した者と資本・人事面において関連があると認められた事業者は、本業務に係る基本設計業務及び実施設計業務の入札に参加し又は当該業務を受託することができない。また、本業務を受託した者と資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- 上記の「本業務を受託した者と資本・人事面において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。
- ア 本業務を受託した事業者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしていること。
- イ 事業者、製造業者又は建設業者の役員が本業務を受託した事業者の役員を兼ねている場合。
- (12) 提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (13) 参加申込書及び技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (14) 参加申込書及び技術提案書等の取扱い
- ア 提出された参加申込書及び技術提案書等を、市の了解なく公表、使用してはならない。
- イ 提出された参加申込書及び技術提案書等は返却しない。
- ウ 提出された参加申込書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (15) 提出期限以降における参加申込書、技術提案書等及び資料の差し替え又は再提出は認めない。また、参加申込書及び技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得なければならない。
- (16) 技術提案書の内容については、原則として契約内容に反映するものとし、提案内容の正確な理解、適切な特記仕様書の作成のために必要と判断した場合は、業務内容についての意見交換を行うこととする。
- (17) 事業者の選定後に、提案内容を適切に反映した契約仕様の作成のため、業務の具体

的な実施方針について提案を求めることがある。

(18) 技術提案書の作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。

12 スケジュール

項目	日程
質問の受付	平成 30 年 5 月 28 日(月) 17 時 30 分まで
質問の回答	平成 30 年 6 月 1 日(金)
参加申込書等の受付	平成 30 年 6 月 6 日(水) 17 時 30 分まで
技術提案書等の受付	平成 30 年 6 月 20 日(水) 17 時 30 分まで
プレゼンテーションの実施	平成 30 年 6 月 27 日(水)
選定結果通知	平成 30 年 6 月 29 日(金)
契約締結及び業務推進における打ち合せ	平成 30 年 7 月 2 日(月)

13 問合せ先

〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号

川西市 総合政策部政策調整課 (市役所 4 階 3 番) 担当: 中村、大村

TEL: 072-740-1120 (直通) / FAX: 072-740-1315

E-mail:kawa0176@city.kawanishi.lg.jp